

議事日程第6号

令和7年3月18日(火)

第1 議案上程(議案第2号から第32号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第33号から第36号まで)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程(議会案第24号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第25号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第5 継続審査事件の承認

出席議員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長 沼田弘史
副事務局長 濱野美紀子

主 席 主 査 中 川 祐 司
主 任 菅 原 優 美

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
総 務 企 画 部 長	鈴 木 健	地 域 づ くり 推 進 監 兼 防 災 監	八 端 隆 公
市 民 福 祉 部 長	田 村 力	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	杉 本 一 也
産 業 建 設 部 長	湊 智 志	建 設 技 監	佐 藤 透
企 業 局 長	畠 山 隆 之	企 画 政 策 課 長	高 桑 淳
総 務 課 長	平 塚 敦 子	財 政 課 長	天 野 秀 一
福 祉 課 長	北 嶋 三 世	観 光 課 長	木 村 高 志
農 林 水 産 課 長	夏 井 大 助	病 院 事 務 局 長	原 田 徹
会 計 管 理 者	湊 留 美 子	教 育 総 務 課 長	村 井 千 鶴 子
学 校 教 育 課 長	笹 渕 美 穂	選 管 事 務 局 長	(総 務 課 長 併 任)
監 査 事 務 局 長	佐 藤 一 明	農 委 事 務 局 長	鎌 田 重 美
企 業 局 管 理 課 長	目 黒 一 人	ガ ス 上 下 水 道 課 長	斉 藤 清 彦

午後 2時00分 開 議

○議長（小松穂積） これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第2号から第32号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第1、議案第2号から第32号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。6番蓬田司委員長

【総務委員長 蓬田司 登壇】

○総務委員長（蓬田司） それでは、総務委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第8号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、給料表の号給構成、扶養手当及び寒冷地手当の額を改定するほか、所要の改正をするため、各条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、扶養手当の額の改定に伴い、配偶者に係る部分が廃止になる理由について質疑があり、当局から、改定の趣旨は子どもに係る扶養手当を拡充するため、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止するもので、令和7年度に経過措置を設け減額し、令和8年度に廃止するものであるとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するほか、所

要の改正をするため、各条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、特定任期付職員に対し勤勉手当等を支給するための所要の改正を行うほか、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の職員の任期を定めて採用される短時間勤務職員等の任用に関し必要な事項を定めるため、各条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、教育長の給料の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本議案は、刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化されるため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条項を引用する関係条文を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号男鹿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、新たに普通財産の譲与及び減額譲渡できる要件を追加するため、本条例の一部を改正するもので、本案について、当局から、これまで居住を目的とした市有地の長期貸付けについては、借地借家法などによって賃借人の権利が強く保護されていることも要因となり、売却が進んでいなかった。そのため、将来的に相続放棄などにより貸付地に建物が残置される恐れもあることから、市として利活用が見込めないこのような土地については、積極的に財産処分する必要があり、一定の要件の下、私人に対し譲与や減額譲渡を可能とするものであるとの説明がありました。

この説明に対し、委員より、長年賃借料を滞納している場合の対応について質疑があり、当局から、このような案件は、当然譲与等の対象にはならず、滞納金額を回収した後、対応していくものであるとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿北線スクールバスによる市民混乗を廃止するほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、地方の移動手段の有効活用の面からスクールバスの市民混乗という仕組みであったが、利用者がいないという残念な結果であった。このことを踏まえ、今後の公共交通の在り方や利便性向上の考え方について質疑があり、当局から、乗り継ぎなしの移動手段としてスクールバスの有効利用を期待していたが、子どもとの混乗に気を使うという理由で利用がなかったことから、市民混乗という形式は難しいものと感じている。公共交通の在り方等に関しては、需要と供給のバランスを図りながら、可能な限り利便性の向上を図り、市民のニーズに応えられるよう様々研究して公共交通を維持してまいりたいとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第21号男鹿市辺地総合整備計画の策定について及び議案第22号男鹿市辺地総合整備計画の変更についてであります。

本2議案は、北磯辺地及び北浦辺地に係る防災行政無線及び消防車両の整備事業について、辺地対策事業債を活用するため、本2辺地の総合整備計画を定めるもの及び真山安全寺辺地に係る総合整備計画について、橋梁修繕事業費の増嵩により、辺地対策事業債の予定額が増加するため、同計画を変更するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2議案について、委員より、橋梁の修繕事業費増嵩の理由について質疑があり、当局から、当計画は、なまはげラインの真山安全寺地区にある橋梁の長寿命化を図るため、調査設計及び修繕を行うものであるが、対象となる橋梁の予定箇所が5か所から6か所に変更となったこと、また、点検診断に基づき、概算で事業費を算出して計画を策定していたが、その後、詳細な調査設計の結果、新たな不具合箇所の発覚や修繕費の算出に伴い、事業費が増嵩したものであるとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号権利の放棄についてであります。

本議案は、市有地貸付けに係る債権並びにこれを放棄する前日までに発生する遅延損害金について、令和6年12月24日に債務者の破産手続が終結したことに伴い、今後の債権回収が困難であることから、権利を放棄するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。8番佐藤誠委員長

【教育厚生委員長 佐藤誠 登壇】

○教育厚生委員長（佐藤誠） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第16号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、受益者負担の適正化や物価高騰などの社会経済情勢の変化を踏まえた秋田県興行場法施行条例の一部改正に伴い、興行場営業許可申請手数料を改定するため、本条例の一部を改正するもので、当局から、興行場の経営許可申請に対する審査は、平成24年に県からの権限移譲を受けて以来、これまで申請の実績はない。

なお、現在、本市で興行場に該当する施設は、「男鹿市民文化会館」と「男鹿温泉交流会館五風」の2施設であるとの説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、条例の名称を「男鹿市お誕生おめでとう祝金支給条例」に変更し、事業を見直しするとともに、支給対象者及び祝金の額を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、人口減少に歯止めをかけなければならない状況下で、1人10万円は少ない。祝金額の設定次第では出生数への好影響もあると考えるが、これが限界値だったのかとの質疑があり、当局から、本市では、出生時の祝金をはじめ、子どもの保育料や医療費、給食費の無償化など様々な支援を実施しているが、少子化対策、人口減少対策としては、こうした経済的支援に限らず、男鹿市に住めば安心して子育てができる、安心して暮らしていけるという環境づくりが大事であると考えている。今回の10万円という金額は、3分の2が第1子・第2子、3分の1が第3子以降という出生状況を踏まえ、これまでの事業費から大きく変わることはない範囲で市として最大限の祝意を表したものであるとの答弁がありました。

さらに、委員より、これまでの取組で子どもが増えていない現状に鑑みれば、従来のやり方にとらわれることなく予算をかけるべきところにはかけていく必要がある。多くの自治体を実施している出生時の祝金は、他市町村と比較されやすい項目であることから、増額することで大きなアピールにもなると考える。少子化対策に取り組む姿勢として表れた金額としては物足りなく感じるがどうかとの質疑があり、当局から、妊娠・出生時に合計10万円を給付する出産・子育て応援給付金を令和5年から国が開始したことに伴い、多くの自治体が独自で行っていた従来の祝金制度を縮小し

た中、本市ではこのたび、事業の拡充を図るもので、少子化対策、人口減少対策にしっかりと取り組む姿勢に変わりはない。加えて、ようやく国でも学校給食費の無償化に向けて進んでいるところであり、市が先行して実施した事業にこうした国の動きがついてくれば、その分を財源に、また新たな事業に向かうことができる。今後も国の動向を注視しつつ、継続して歳出削減に取り組み、必要とされる新たな事業を実施していきたい考えであるとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、関連する国の基準の一部改正に準じて保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うため、各条例の一部を改正するもので、当局から、本市で対象となるのは、いづみ幼稚園事業所内保育と令和7年4月から開園する「わかみベビー園」であるが、いづみ幼稚園事業所内保育は、いづみ幼稚園を連携施設としており、また、わかみベビー園は、船越こども園、船川こども園、脇本保育園、北浦保育園を連携施設とするため、この改正による影響はないとの説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿みなと市民病院の一般病床数を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番鈴木元章委員長

【産業建設委員長 鈴木元章 登壇】

○産業建設委員長（鈴木元章） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第19号男鹿市工場立地法準則条例の制定についてであります。

本議案は、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギー関連事業や船川港の機能強化に向けた取組の進展等に伴い、船川港への製造業をはじめとした産業立地を促進するため、本条例を制定するものであります。

制定内容としては、国準則に代え、独自の準則を定めることで、船川港臨港地区における緑地面積率等について、現行の割合を緩和するものであります。

本案について、委員より、工場等の屋上を緑化するような場合も緑地面積割合に算入されるのか。また、船川港臨港地区内にそのような建物は存在するのかなどの質疑があり、当局から、工場等、いわゆる生産施設と呼ばれる建物を整備する場合、工場立地法において敷地の一定割合を緑地にすることが規定されているが、事業者側からすれば、できる限りその敷地を生産目的で活用したいと考えるのが当然である。その際、緑地部分を建物の屋上や壁面に設けることで、その面積の一定割合を緑地面積に算入させることが可能となり、生産施設の増設など、敷地の有効活用につながるものと認識しているところである。

なお、船川港臨港地区内に屋上緑化の建物はないものの、限られた敷地をできる限り有効活用したいという事業者のニーズに備え、条例制定を機に、改めて船川港を核とした企業誘致に取り組んでいくとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。10番進藤優子委員長

【予算特別委員長 進藤優子 登壇】

○予算特別委員長（進藤優子） 予算特別委員会に付託されました議案第2号令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）から議案第7号令和6年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第4号）まで及び議案第24号令和7年度男鹿市一般会計予算から議案第32号令和7年度男鹿市下水道事業会計予算までの審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、去る5日及び6日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告申し上げます。

最初に、令和6年度補正予算関係について申し上げます。

第1点として、社会資本整備総合交付金事業に係る予算6,090万6,000円を減額補正する理由について。また、一方では道路補修工事費については新たに5,000万円を予算措置することとしているが、道路補修等の進め方に係る見解について。

第2点として、農地中間管理事業において、減額補正することとなった理由及び本事業を展開していく上で市がどのように関与していくのか。また、どういうことが課題であるのか。

第3点として、学校給食材料費において、精米の価格高騰により173万4,000円の補正予算を計上しているが、米価が変動したときの対応等の契約内容について。

第4点として、介護保険について、介護保険特別会計繰出金で3,520万3,000円を減額し、介護保険特別会計においても保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から2億6,680万3,000円を減額することの理由について。

また、保険給付費が見込みを下回ったことや、今後の見通し等を勘案した上で、次期介護保険事業計画において介護保険料を見直すことはできないのか、今後の展望について。

次に、令和7年度予算関係について、申し上げます。

第1点として、当初予算における実質公債費比率や将来負担比率、経常収支比率等の各種財政指標の数値及びこれら指標に対するこれまでの実績を踏まえた見解や今後の財政状況の見通し等について。

第2点として、今回の当初予算編成は骨格予算を基本としているとのことであるが、消費的経費のうち、人件費が令和6年度に比較して1億6,461万円ほどの増となっている。市長が就任してからの8年間で本市の人口は5,000人以上減少している中、行政はコンパクトな組織にしないと、5年先、10年先に市役所を維持し

ていくのは大変であると認識しているが、人件費の増に対しての経営的な立場からの見解について。

第3点として、歳入面で市税が前年度より8,434万円ほど、増減率では2.8パーセントの増で予算措置している。これは、個人市民税の増などによるようであるが、どのような要因により増額を見込んでいるのか。

第4点として、人口減少対策が市の最重要課題である中で、今回「子育て環境日本一への取組と教育の充実」として2億4,972万4,000円を予算計上している。人口減少には様々な要因がある中で、若い世代の経済的負担や不安を解消して、男鹿市に住んで子どもを産んで育てようと前向きに思えるような環境づくりに重点的な投資を行うべきではないかと考えるが、新年度の全体的な予算配分の中でこれらの取組に対してどういった思いを持って配分したのか。また、出生数の低下に対して、今後どのように取り組んでいくのか。

第5点として、空き家等対策推進事業の中で、空き家調査業務を若美地区と船川地区で実施するとしている。業務委託先として日本郵便株式会社を予定しているとあるが、各地区の町内会や民生委員、あるいは市の地域担当職員などの方々がそれぞれの地域で調査に協力することにより対応できると考えられるが、市の見解について。

第6点として、結婚トータルサポート事業について、令和6年度とほぼ同じ規模の予算を措置し、各種施策を展開して、「結婚」に対する総括的な支援を図ることとしているが、本事業により実際に結婚につながった実績について。

第7点として、本市において昨年1年間、自殺者がゼロであったことは非常に意義深いことであり、全体的な施策や取組が功を奏したものと思われるが、市がこれまで自殺対策として取り組んできた施策の内容及び実績に係る検証内容及び令和7年度における自殺予防対策に係る取組内容について。また、自殺予防に向けた地域の方の意識啓発や、全庁横断的な組織の構築と情報共有、当事者の立場に立った相談支援などに係る現在の取組状況について。

第8点として、現在本市では小学5年生を対象に、なまはげオートキャンプ場を拠点として宿泊学習が行われているが、昨今の防災意識の高まりの中で、防災備蓄品のアルファ米等の食料品を、宿泊学習時に提供することで児童の防災意識を醸成する効果があると考え、市の見解について。

第9点として、生活保護総務費について、令和7年度予算額は8億7,094万円で、前年度と比べ、1億1,400万円以上の増額となっているが、これは物価高騰や実質賃金の伸び等が影響を与えているのか、増額した理由の分析状況について。また、生活保護受給世帯数の動向と受給している主な要因及び生活保護世帯への市としての対応状況、並びに市の定める最低生活費の内訳について。

第10点として、ひきこもりや社会的孤立に苦しんでいる小・中学生を含む若年層の支援に係る現状の人員配置や地域の連携体制について。また、ひきこもりや社会的孤立の問題には地域全体で取り組む必要があると考えるが、令和7年度の予算配分を踏まえ、どのように効果的な支援が実現できると考えているのか、具体的な施策等について。

第11点として、森林環境譲与税の活用により、私有林の場合は、間伐あるいは植樹等をしようとする場合、自己負担ゼロで実施できるが、これを活用できない市有林については、今後どのような展開を考えているのか。

第12点として、男鹿の海育てる漁業定着支援事業について、養殖業に市が注力していくという方向性が見えるが、今まで取り組んできた実績がどのようなものであったのかについて。また、種苗放流をこれまで実施してきた結果、実際の水揚げにつながっているのか、その効果の把握状況について。

第13点として、インバウンド促進事業において、誘客に向けた情報発信の強化として外国語サイトを作成するとあるが、これは例えば既存のサイトを外国語にするものなのか。それとも新たに外国向けサイトを作成するのか。また、作成を事業委託により実施する場合、どのようなところに重点を持って委託するのかについて。

第14点として、公営住宅解体事業について、次期マスタープランにおいて効率よく建設を実施するため越名坂団地の2棟を解体するとあるが、当該団地における現在の入居状況及び解体後の土地の利用計画について。また、新しい市営住宅に入居する場合、それまで入居していた団地よりも家賃が高くなると思われるが、市ではどのように対応する考えなのか。

第15点として、ガス事業会計予算において、附帯事業収益として液化天然ガス販売収益が計上されているが、この附帯事業の内容及びこれによる利益の見込額について。

第16点として、下水道事業会計予算において、漁業集落排水の処理水量が大幅に増加している。これは施設の立地によるものと思うが、増加に伴う排水処理やマンホールポンプの稼働等の処理能力に問題はないかなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁がありました。

各分科会とも、全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

なお、各分科会委員長報告に対しての質疑の後、さらに市長に対し質疑があり、第1点として、船越こども園の植栽を今後行うとのことであるが、外部からの侵入者対策など安全面に対する考え方について。

第2点として、先日の流域下水道工事で起きた事故に対する県等からの情報提供の内容や、事故に対する市長の対応について及び議会に対しての報告に対する考え方について。

第3点として、鳥獣保護管理法の一部改正により、市長の権限により銃猟が可能となるなど、責任が増すことになるが、現時点での見解について。

第4点として、温泉施設等利用者優待事業の終了について、まだ事業を継続するべきであったと考えるが、市長の見解について。

第5点として、市民意識調査をこのほど実施しているが、今後も男鹿市に住み続けたいとする方の割合が約80パーセントであったが、一方で若年層の転出に対する意向が顕著に示されており、新たな発想に基づく政策を検討していくことへの考え方について質疑がありましたことを御報告申し上げます。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第2号から第7号及び議案第24号から32号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（小松穂積） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより議案第2号から第32号までを一括して採決いたします。

本31件に対する各委員長の報告は可決であります。本31件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号から第32号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第33号から第36号までが提出されました。この際、本4件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第2 議案第33号から第36号までを一括上程

○議長(小松穂積) 日程第2、議案第33号から第36号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第33号 監査委員の選任について

議案第34号 教育委員会委員の任命について

議案第35号 人権擁護委員の推薦について

議案第36号 人権擁護委員の推薦について

○議長(小松穂積) 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長(菅原広二) ただいま議題となりました人事案件4件について、提案理由の御

説明を申し上げます。

まず、議案第33号は、本市議会議員のうちから選任した監査委員の吉田清孝氏が、本年3月6日をもって辞職したことに伴い、その後任として、太田穰氏を選任いたしたいというものであります。

次に、議案第34号は、本市教育委員会委員の吉田貴美子氏が、本年5月10日をもって任期満了となることから、その後任として、齊藤幹氏を委員に任命したいというものであります。

次に、議案第35号は、本市人権擁護委員の水戸瀬重孝氏が、本年6月30日をもって任期満了となることから、その後任として、武田里美氏を推薦したいというものであります。

議案第36号は、同じく人権擁護委員の久保市隆氏が、本年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を推薦したいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本4件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、議案第33号監査委員の選任についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。太田穰議員の監査委員の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松穂積) 起立全員であります。よって、議案第33号は、同意することに決しました。

次に、議案第34号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。齊藤幹氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は、同意することに決しました。

次に、議案第35号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。武田里美氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第36号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。久保市隆氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第24号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議会案第24号を上程

○議長(小松穂積) 日程第3、議会案第24号男鹿市議会個人情報保護条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第24号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議会案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第25号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議会案第25号を上程

○議長(小松穂積) 日程第4、議会案第25号最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議

議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第25号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松穂積) 起立多数であります。よって、議会案第25号は、原案のとおり可決されました。

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

物価高騰は、市民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、賃金の引上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環を作る必要がある。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要である。

令和6年の地域別最低賃金改定は、最も高い東京で時給1,163円、最も低い秋田県では951円です。毎月8時間働いても月14万~17万円であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、秋田県と東京都では、同じ仕事でも時給で212円、年収で約44万円(月173.8時間)もの格差になる。賃金引上げによる経済の好循環を作り出すためには、最低賃金の大幅引上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことが喫緊の課題になっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払い能力」を考慮し、最低賃金を決めている。地域別である限り、最低賃金が低い地域では、現状の支払い能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできない。最低賃金が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界の最低賃金制度は、全国一律制度が主流であり、世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準である。各国政府は大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業・小規模事業所支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。日本でも、全国一律制度に法改正する際、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、循環型地域経済を確立することによって、誰もが安心して暮らせる社会を作りたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、ただちに最低賃金1,500円を目指すこと
3. 政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、社会保険料の事業主負担の減免など中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月18日

秋田県男鹿市議会

議長 小松穂積

内閣総理大臣 石破 茂 殿

厚生労働大臣 福岡資麿 殿

中央最低賃金審議会会長 藤村博之 殿

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 継続審査事件の承認

○議長（小松穂積） 日程第5、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第110条の規定により、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、令和8年3月定例会まで閉会中の継続審査にいたしたいとの申出があります。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて3月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時47分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 笹 川 圭 光

議 員 太 田 穰